

南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスウィートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツ並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスウィートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。